

豊橋市の各種補助制度をご利用ください

(設備投資・販路拡大編)

豊橋市では、市内中企業者等の経営基盤の強化及び販路拡大を支援するため、各種補助制度をご用意しております

1. 中小企業設備投資促進補助金

新たな設備の購入費用を助成します

2. 中小企業等共同設備奨励補助金

共同して設備を整備する事業等に対して支援します

3. 商店街環境向上事業補助金

街路灯等の省エネ化や老朽化対策を支援します

4. 商業団体安全安心環境維持費補助金

街路灯・アーチ・アーケードの電灯料を支援します

5. 商業団体チャレンジ応援補助金

商店街等が実施するイベントや新たなチャレンジを支援します

6. 知的財産権取得事業費補助金

特許・実用新案権・意匠権の出願を支援します

7. 販路開拓支援事業費補助金

展示会や見本市への出展を応援します

8. 新ビジネスチャレンジ応援補助金

売上向上を目的とした新たなチャレンジを支援します

補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2425

FAX：0532-55-9090

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Facebook



Instagram



X

各制度の詳細内容は市のホームページからご覧になれます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

1. 中小企業設備投資促進補助金

経営基盤強化、経営革新の促進及び生産性向上の促進を図るため、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した償却資産（機械・装置）の課税標準額の4.2%（上限300万円）を助成します。

【対象者】

市内で2年以上継続して営んでいる中小企業者（一部業種を除く）

【対象設備】

市の償却資産課税台帳に機械・装置として登録された以下のもの

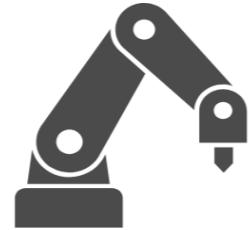
- ・製造、建設、運輸業等・・・1設備の課税標準額100万円以上のもの
- ・サービス、小売、卸売業・・・1設備の課税標準額30万円以上のもの

【申請期限】

令和7年9月30日

【助成金の交付】

令和8年6月予定



2. 中小企業等共同設備奨励補助金

中小企業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置するものに対し補助します。

【対象者】

組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体

【補助対象施設】

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設
- ② 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設
- ③ 街路灯、アーケード及びアーチ

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 1,000万円

3. 商店街環境向上事業補助金

商店街の環境の向上や安全対策を図るため、既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

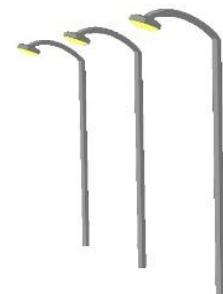
【補助対象経費】

既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費

※ ただし、補助対象経費が10万円以上であること。

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 1,000万円



4. 商業団体安全安心環境維持費補助金

商業団体が維持管理している街路灯・アーチ・アーケードの電灯料を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

【補助対象経費】

団体が、前年度末までに設置した街路灯・アーチ・アーケードに要する電灯料

【補助金額】

・算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た額。ただし、アーチ・アーケードについては実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額（10円未満の金額は切り捨て）のいずれか低い額

区分	算定基準	
街路灯1基当たり	40W以下	580円
	41～80W	760
	81～125	1,060
	126W以上	1,790
アーチ1基当たり	10,420	
アーケード10㎡当たり	3,630	



5. 商業団体チャレンジ応援補助金

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、商店街等が実施する地域にインパクトを与えるイベントなどを活用した新たなチャレンジに対して補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合、商業主体地域発展会、実行委員会等の団体（※実行委員会等とは、市内に本店がある中小企業者2人以上で構成される団体とする。）

【補助対象経費】

①講習会、講演会、研修会、研究会 ②調査、情報提供事業 ③催事、共同宣伝事業

にかかる会場費、印刷製本費、広告宣伝費など（※実行委員会等の団体については、補助事業は「③催事、共同宣伝事業」に限る）

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 70万円



6. 知的財産権取得事業費補助金

特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る費用の一部を補助します。

（年度につき3件まで。ただし、特許権、実用新案権、意匠権でそれぞれ1件まで）

【対象者】

市内に本店（個人については住所）がある中小企業者

【補助対象経費】

出願に係る弁理士費用

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て） 限度額10万円

【申請期限】

出願の日から1年以内



7. 販路開拓支援事業費補助金 **拡充**

事業者間の販路拡大のために展示会に出展する際の小間料に対して補助します。

【対象者】

市内に本店（個人については住所）がある中小企業者

【補助対象展示会】

名古屋市内、愛知県国際展示場又は県外の会場であって、100小間以上 又は総小間面積900㎡以上の規模の展示会

【補助対象経費】

主催者等に支払った小間使用料

【補助率及び補助限度額】

通常枠：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）、限度額30万円

小規模企業者枠（※）：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）、限度額40万円

拡充



【申請期限】

出展した展示会の終了日から1年以内

（※）常時従事する従業員が

①製造業、建設業、運輸業又は②以外の業種の場合は、20人以下

②卸売業、小売業又はサービス業の場合は、5人以下

8. 新ビジネスチャレンジ応援補助金

業態転換、ECサイト開設、クラウドファンディング、デジタル化を通して、新たな取組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。

対象事業	① 業態転換	② ECサイト開設	③ クラウドファンディング	④ デジタル化
対象者	(1) 市内に本店（個人については住所）がある中小企業者 (2) 継続して1年以上事業を営む者			
内容	従来の業種から中分類の異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	ECサイトを開設する際に必要となる経費の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達する際に必要となる経費の一部を補助	業務効率化、生産性向上等を図るために必要となるシステムや、それに付随する専門機能に特化した機械装置等を導入する際に必要となる経費の一部を補助
補助率	1/2以内			
補助限度額	50万円	10万円	10万円	50万円
申請期間	事業着手前		プロジェクトの終了の日から1年以内	事業着手前
補助限度額	1事業者1対象事業1申請/年度 ①②③④併用可能			

< 事業完了後の共通要件 >

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類7661-キャバレー、ナイトクラブでないこと

